

生命共済制度 新型コロナウイルス感染症と診断された場合の
「独自給付制度 病気入院見舞金」について
(お知らせ)

本所生命共済制度（竹の子共済）の「独自給付制度 病気入院見舞金」では、令和4年9月26日（月）以降、新型コロナウイルス感染症と診断され宿泊療養又は自宅療養された「重症化リスクの高い方」を対象に病気入院見舞金をお支払いさせていただいておりましたが、この度政府から示された令和5年5月8日以降、新型コロナウイルス感染症について特段の事情が生じない限り、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」上の「五類感染症」に位置付けるとの方針に伴い、令和5年5月8日以降の病気入院見舞金の支給対象とする取り扱いを終了させていただきます。

何卒ご理解いただきますようお願い申し上げます。

・・・・・・・・お問い合わせ・・・・・・・・

竹原商工会議所 共済制度 事務委託

アクサ生命保険(株)三原営業所 竹原分室 TEL 0846-22-9933